

青森県報

号外第十八号

平成十七年
三月十八日
(金曜日)

目次

規則

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	…	一
青森県国営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	…	二
青森県国営干拓事業負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則	…	二
青森県農用地整備事業特別徴収金徴収条例施行規則の一部を改正する規則	…	三
訓令		
職員等の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する訓令	…	三
青森県身体障害者相談業務委託規程の一部を改正する訓令	…	四
公安委員会		
青森県道路交通規則の一部を改正する規則	…	五

規則

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をいじり

公布する。

平成十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十二号

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則（昭和三十六年十一月青森県規則第五百一十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中

「この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができず。」

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができず。」

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）、提起することができず。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。」

第四号様式中4を次のように改める。

4 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができず。

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定

があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

附 則

1の規則が、平成十七年四月一日から施行する。

青森県道十折土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を11月11日公布する。

平成十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十三号

青森県道十折土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

青森県道十折土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（昭和三十六年十一月）青森県規則第十三号）の一部を次のように改定する。

第10条第1項第2号を次のように改定する。

3 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができず。

処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあつた日から3月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10条第1項第2号を次のように改定する。

4 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法による異議申立てをす

ることができず。

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

附 則

1の規則が、平成十七年四月一日から施行する。

青森県道十折土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を11月11日公布する。

平成十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十四号

青森県道十折土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

青森県道十折土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（昭和四十五年）青森県規則第十四号）の一部を次のように改定する。

第10条第1項第2号

「 この負担金の決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に知事に対し異議申立てをすることができず。」

「 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができず。

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月

正規定並びに同表川内町の項、大畑町の項及び脇野沢村の項を削る改正規定は公表の日から、同表八戸市の項及び深浦町の項の改正規定、同表岩崎村の項を削る改正規定、同表七戸町の項の改正規定、同表上北町の項を削る改正規定、同表東北町の項の改正規定並びに同表天間林村の項及び南郷村の項を削る改正規定は同月三十一日から、同表青森市の項の改正規定及び同表浪岡町の項を削る改正規定は同年四月一日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第四号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次の一号を加える。

八 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、若しくは反射するための物を取り付け、又は附着させて、大型自動車、普通自動車（原動機の大さが、総排気量〇・〇五〇リットル以下、定格出力については〇・六〇キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。

別表東北縦貫自動車道八戸線の項中、「青森県三戸郡南郷村」を「青森県八戸市」に改め、同表一般国道七号線の項中

青森県青森市大字岩渡字熊沢二五〇番地二三九から
青森県青森市大字八ツ役字矢作七一番地二まで

を

青森県青森市大字岩渡字熊沢二五〇番地二三九から
青森県青森市大字八ツ役字矢作七一番地二まで
青森県南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字西碓ヶ関山国有林三二林班から
青森県弘前市大字豊田二丁目三番地まで
青森県弘前市大字豊田二丁目三番地から
青森県弘前市大字高田五丁目七番地五号まで

に改め、同表一般国道百四号線の項の次に次のように加える。

一般国道二百八十二号線	南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字西碓ヶ関山国有林二八林班から 南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字西碓ヶ関山国有林三二林班まで
-------------	--

別表市道平和公園通り線の項の次に次のように加える。

市道高田苗生松線	青森県弘前市大字高田五丁目七番地五号から 青森県弘前市大字新里字東平岡六番地まで
----------	---

附 則

この規則は、平成十七年五月一日から施行する。ただし、別表の改正規定中「青森県三戸郡南郷村」を「青森県八戸市」に改める部分は同年三月三十一日から、その他の改正規定は同年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭